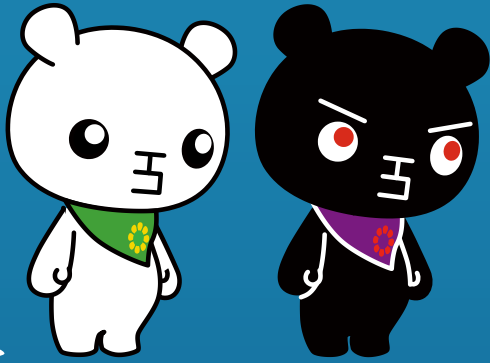


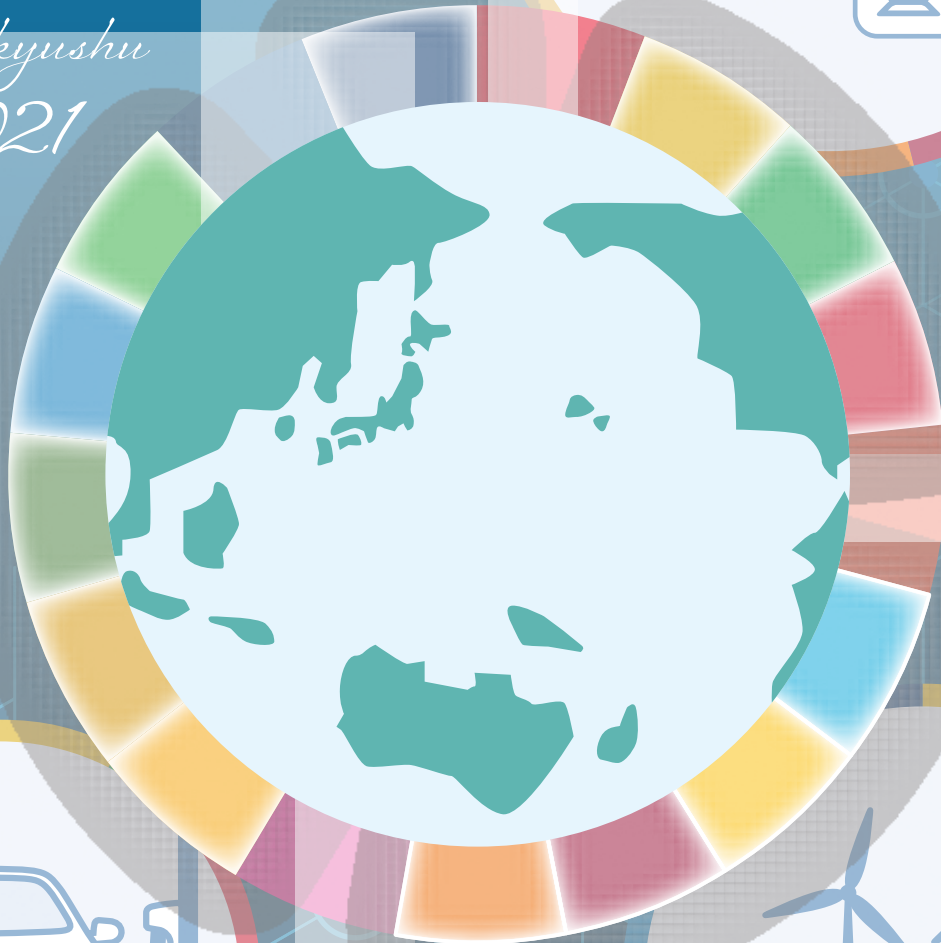
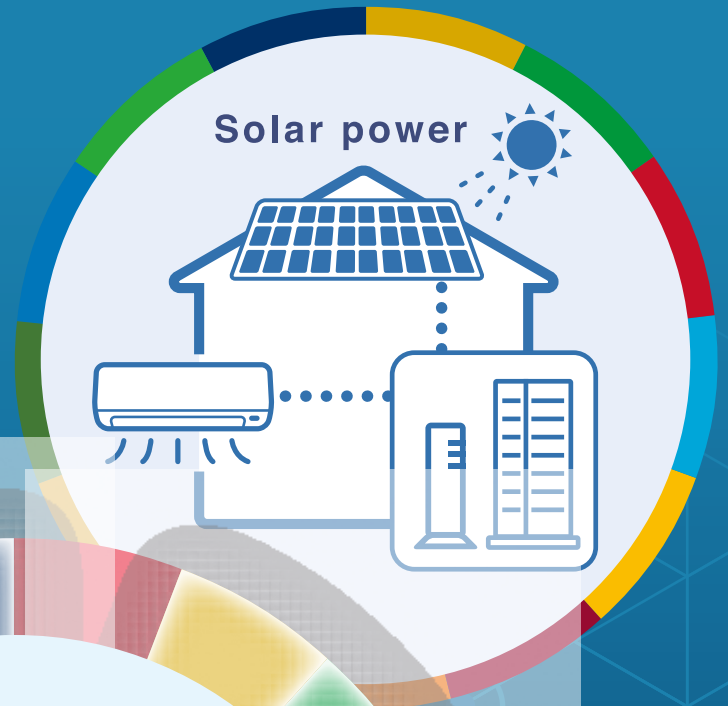
令和3年度版

概要版

北九州市の環境



*Environment
of Kitakyushu
City 2021*



特集

1. ゼロカーボンシティの表明

(1) 脱炭素化に向けた世界の動き

近年、地球温暖化に伴う気候変動によって、世界各地では記録的な熱波、大規模な森林火災、洪水等が発生しています。日本でも台風や豪雨による甚大な被害が起きており、北九州市でも、平成30年の西日本豪雨で甚大な被害を受けました。

世界はまさに「気候危機」とも言うべき状況に直面しています。このような状況の中、将来的な被害を最小限に抑えるためには、産業革命前に比べて世界の平均気温の上昇を1.5℃までに抑える必要があり、そのためには2050年（令和32年）までに世界全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること、つまり、一日も早い「脱炭素社会の実現」が求められています。

(2) 日本国内の動き

令和2年10月の菅総理の所信表明演説において、「2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年（令和32年）カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」が宣言されました。

令和3年5月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、「2050年（令和32年）カーボンニュートラル」が基本理念として位置づけられるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組を推進する仕組み等が新たに規定されました。

同法において、脱炭素社会とは、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会」と定義づけられています。

(3) 北九州市ゼロカーボンシティの表明

「パリ協定」の締結以降、ノン・ステート・アクター（政府以外の自治体・企業等）による自主的な取組が重要視され、自治体レベルで、「脱炭素社会に向けて2050年（令和32年）のCO₂排出量の実質ゼロを目指す宣言」を行う動きが広がっています。日本国内でも、令和元年5月の東京都を皮切りに、多くの自治体が宣言を行っています。

本市においても、国と歩調を合わせ、令和2年10月29日に、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。今後、「環境と経済の好循環」による脱炭素社会の実現を目指して取組を推進するとともに、環境国際協力等を通じて国内外の脱炭素化に貢献していきます。



「ゼロカーボンシティ」宣言

2. 北九州市気候非常事態宣言

「気候非常事態宣言」とは、地球温暖化による気候変動を人類にとっての「非常事態」と位置づけ、危機感を共有して具体的な対策を行うことを表明する宣言で、2016年（平成28年）12月にデアビン市（オーストラリア）が、行政機関として初めて宣言しました。

北九州市議会において、令和3年3月に、「気候非常事態を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた政策のより一層の推進を求める」旨の決議が全会派一致で可決されました。

また、同年6月5日（環境基本法で規定される「環境の日」）には、市民や企業、行政等あらゆる主体と気候変動問題への危機感を共有して機運醸成を図るため、本市として、『環境と経済の好循環によるゼロカーボンシティ実現に向けた北九州市の決意（北九州市気候非常事態宣言）』を表明しました。

3. 2025年度本市公共施設の再エネ100%電力化に向けた取組

(1) 取組開始の経緯

本市は、これまで、若松区の響灘地区を中心に太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）や高効率火力発電、バイオマス発電などの低炭素発電所の集積を図る「地域エネルギー拠点化推進事業」を推進してきました。2025年（令和7年）には響灘の港湾エリアに22万kWの洋上風力発電所が稼働する予定です。

また、本市はゼロカーボンシティの表明以降、その実現に向けて、CO₂排出量への影響が多い電力分野に着目し、これまで集積してきた再エネを活かした取組を軸に、検討を開始しました。

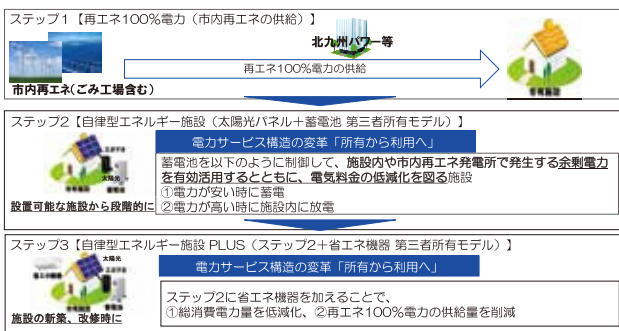
しかし、再エネの活用には、天候の影響を受けやすく不安定など様々な課題があります。

そこで本市は、早期に再エネを普及し、ゼロカーボンシティを実現するため、再エネ100%電力を安定的かつ

安価に導入する「再エネ 100% 北九州モデル」を構築し、このモデルのステップ 1 として、2025 年度（令和 7 年度）本市公共施設の再エネ 100%電力化への取組を開始しました。

(2) 再エネ 100% 北九州モデル

本モデルは、下に示すとおり、3 つのステップで構成しています。本市はこのモデルを広く普及し、北九州都市圏で連携した脱炭素の取組を推進します。



再エネ 100%北九州モデルの概要

4. 洋上風力発電シンポジウム(オンライン)の開催

(1) 開催の趣旨

洋上風力発電は、国のエネルギー基本計画に明記されているとおり、「再エネの主力電源化」に向けた重要な取組のひとつです。平成 31 年 4 月、「再エネ海域利用法」が施行され、一般海域における洋上風力発電事業に関する新たなルールの運用が始まるなど、今後ますます整備が進むことが見込まれています。

このような状況の中、本市を含めた多くの都市において、洋上風力発電事業の本格的な実施に向け、各種装置の製造や組立て、設置などの産業化に大きな期待が集まっています。

一方、洋上風力発電事業の展開に当たっては、適地の選定や関係者との調整、確実な施工、設備の維持管理などを支える幅広い人材が必要であり、その育成が大きな課題となっています。

そこで本市は、風力発電に取り組む国内関係機関を招聘し、風力発電の導入、産業化、人材育成についてご講演いただくとともに意見交換を行うなど、日本全体で風力発電の人材育成を考える契機とするため、洋上風力発電シンポジウムを開催しました。

(2) 開催概要

本シンポジウムは北九州市役所本庁舎を拠点とし、全国に向けてオンライン形式により開催しました。全国の個

人、行政・各種団体・教育機関、企業から総数 284 名の参加申し込みがありました。

本シンポジウムを通じ、洋上風力発電の推進及び人材育成のために企業、教育機関、行政が一体となって取組を進めることの重要性が確認されました。



市長による挨拶

5. 電気自動車を活用したSDGs連携協定の締結

(1) 経緯

近年、地球温暖化の影響と考えられている、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、地域において防災能力を高める取組が必要とされています。

令和 2 年 6 月、本市は、九電グループと日産自動車グループの 3 者で、電気自動車を活用した「災害対応力の強化」と「低炭素社会の実現」を目指した SDGs 連携協定を締結しました。

(2) SDGs 連携協定の内容

本協定は、災害により市内で大規模な停電が発生した場合に、九州電力グループから詳細な停電地域の情報を提供してもらい、これを基に、公用車として所有する電気自動車に加え、日産グループから電気自動車「日産リーフ」を無償で借用し、停電した避難所などに電力の供給を行うものです。

また、平常時においては、電気自動車を活用した低炭素社会の実現に向けた啓発を行い、環境意識・防災意識の向上を図ります。



北九州市、九電グループ及び日産自動車グループによる SDGs 連携協定締結式 (R2.6.22)



6. 2020 北九州SDGs未来都市アワード

(1) 事業について

SDGs や ESD の活動を顕彰することで、SDGs や ESD 活動者の意欲の向上と、北九州市の SDGs や ESD のさらなる推進を図るため、「北九州 SDGs 未来都市アワード」を北九州 ESD 協議会との協働により実施しました。

(2) 応募資格

北九州市内を中心に SDGs や ESD の普及に貢献し、SDGs の達成に寄与する活動を展開している学校・団体・企業の活動。

(3) 令和2年度受賞数と今後の取組

令和2年度は49件の応募があり、13件を受賞者として決定しました。

今後も本表彰を通じて北九州市内の SDGs や ESD 活動のさらなる推進を図ります。



令和2年度 SDGs 大賞受賞団体

7. エコライフステージ2020 オンラインで開催

(1) 目的

北九州エコライフステージは、環境未来都市である北九州市内で環境活動を展開する市民団体・NPO・企業・学校・行政等のPR活動を支援すると同時に、市民の環境に対する意識の向上に資する取組やエコライフを協働で提案する機会や交流の場を提供するものです。

(2) 事業内容

北九州エコライフステージは、今年で19回目を迎え、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、より広い範囲への周知を目指し、さまざまなエコイベントを10月～11月の期間中にオンラインイベントを中心に、一部対面にて開催しました。



「さかなクン」講演



オンライン企画

(3) 成果

エコライフステージ2020では、「オンラインでつながる 広がる エコライフの環」をテーマに、新たな試みであるオンラインや小規模イベントで開催したことにより、北九州市民の環境活動への取組を全国に発信することが出来、出展者同士の交流や来場者とのつながりが生まれるなど、新たな市民環境力の向上が図れました。

(4) 今後の取組

今後も持続可能な社会を目指して、これまで以上に民間企業、NPO等の協力を得ながら、市民環境力の持続的発展のため、大規模イベントやオンラインイベント等を活用し、市内外の幅広い世代への普及啓発に取り組みます。

8. 「食品ロスダイアリー」市民モニター調査の実施

北九州市の家庭からは、年間約2.6万トン（1世帯あたり約61kg）の「手つかず食品」や「食べ残し」などの食品ロスが発生し、家庭ごみ量の約2割を占めています。

このような食品ロスの削減は、家庭ごみ減量の重要な課題となっています。

そこで、食品ロスの発生原因及び発生量などの実態を把握し、今後の削減対策や家計の節約にも活かすため、家庭におけるダイアリーの記録に協力していただく市民モニター調査を実施しました。

(1) 「食品ロスダイアリー」市民モニター調査の概要

食品ロスダイアリーとは、家庭での「食べ残し」などの食品廃棄の状況を日記形式で記録し、食品ロスの発生実態を「見える化」するツールです。

市民モニターを募集し、対象となった市民モニターの方に、廃棄した「手つかず食品」や「食べ残し」の量や理由などを「食品ロスダイアリー」に一定期間記録し、提出してもらいました。

(2) 記録期間

令和2年8月3日～8月30日の4週間。

(3) 調査対象市民モニター世帯数

ダイアリー提出数は198世帯（応募数は238世帯）。

(4) 市民モニターの結果

ダイアリーを記録することによって、約7割の世帯において、食品ロスの減少傾向が見られました。このことから数値による可視化が効果的であると考えられます。

また、約9割の世帯が、ダイアリーを記録することが食品ロス削減のきっかけとなり、取組として効果的であるとアンケートで答えています。



食品ロスダイアリー

【新型コロナウイルス感染症関連】**新型コロナウイルス感染症に対する取組状況****1 市民へのホームページでの注意喚起****(1) 感染症に係るマスク等の廃棄方法のお願い**

感染者が使用したマスクやティッシュ等の呼吸器系分泌物が付着した廃棄物については、ごみ袋等に入れ、封をして排出するようにお願いしています。

(2) 焼却工場へのごみの持ち込みに関するお願い

不要不急のごみの持ち込みは控え、やむを得ず持ち込む場合は、マスクの着用など感染防止への協力をお願いします。

2 事業者への注意喚起及び要請**(1) 感染性廃棄物処理への対策**

産業廃棄物処理業者、焼却工場及び資源化施設の委託事業者に対して、国のマニュアルやガイドラインに基づき、作業への感染防止など感染性廃棄物の適正処理を徹底するようにお願いしています。

また、産業廃棄物処理業者に対し、環境省等が作成したチラシや通知文を郵送するとともに、市ホームページにおいても掲載し、注意喚起を行っています。

(2) 一般廃棄物処理への対策

家庭ごみの収集等に従事する委託業者に対して、市が作成しています「感染症流行時の一般廃棄物処理業務継続マニュアル」に基づき、安全かつ安定的な廃棄物の適正処理を行うよう、注意喚起を行いました。

また、収集業務を継続的に実施するため、「感染症流行時の家庭ごみ等収集業務継続計画」を作成し、委託業者へ計画に基づき業務を実施するように、注意喚起を行っています。

一般廃棄物処理事業者に対しては、廃棄物処理における感染対策を促す注意喚起および各種支援制度を市ホームページに掲載してお知らせしています。

第1章 市民環境力の更なる発展とすべての市民に 支えられた「北九州環境ブランド」の確立

基本施策1 環境活動と地域活性化の好循環

1 環境活動を行う市民・市民団体への支援・助成

市民や市民団体の自主的な環境活動の推進と地域コミュニティの活性化のため、ごみの減量化・資源化及び自然環境保全等の環境活動を行う市民や市民団体への支援・助成を行っています。

● 集団資源回収団体奨励金制度

町内会、老人会、子ども会、まちづくり協議会などの地域の市民団体に対し、古紙・古着の回収量に応じて奨励金を交付しています。

この他、活動地域内の古紙回収の調整を継続して行うまちづくり協議会に対する「まちづくり協議会地域調整奨励金制度」、資源回収活動を行っている地域の市民団体等への保管庫の無料貸与、地域団体が家庭から回収する剪定枝・廃食用油のリサイクル活動に対する支援、「生ごみコンポスト化容器活用講座」等の講座の支援を実施しています。

古紙回収量（令和2年）	16,916t
古着回収量（令和2年）	448t

2 ていたんポイント事業

子どもから年長者まで幅広い市民が、気軽に楽しく環境活動に参加することを促すため、環境活動に参加した市民に対してポイントを付与する「ていたんポイント事業」を平成27年12月からスタートさせました。

環境活動に参加するたびに「ていたんポイント」が貯まり、ていたんグッズやエコグッズと交換できます。

これにより、市民環境力の一層の向上を図るとともに、温室効果ガス排出削減、まちのにぎわいづくりや地域コミュニティ活動の活性化につなげていきます。



3 環境活動に関する各種表彰

地域の環境活動に積極的かつ継続的に取り組んでいる市民・NPO、事業者等のやる気を支え、効果的なインセンティブを付与するために各種の表彰を行っています。

【表彰の種類・令和2年度表彰件数】

- 北九州 SDGs 未来都市アワード：13 団体
- 北九州市環境にやさしい事業所（市長感謝状）：3 事業所
- 3R活動推進表彰：3R活動推進賞 3 件、3R活動推進奨励賞 2 件、古紙リサイクル賞団体部門 3 件、校区部門 3 件、資源化・減量化優良事業所賞 6 件
- 産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定：排出事業者 1 件、処理事業者 2 件
- 環境衛生優良地区（市長表彰）：4 地区
- 環境衛生地区組織育成成功労者（市長感謝状）：11 名
- 北九州市まち美化協力功労者（市長感謝状）6 名、7 団体
- 「校区まち美化レポート」表彰（市長感謝状）：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、団体の活動が困難となったため中止
- 北九州市まち美化貢献者（環境局長感謝状）6 名、7 団体

基本施策2 ESD 等を通じた環境人財の育成

1 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

多様な人々が、地域等の様々な課題に気づき、自発的に社会のあり方を変えていく人財を育むため、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進しています。令和2年度は、SDGs・ESD 活動者の意欲の向上と、本市のSDGs・ESD のさら

なる推進を図るため、「北九州 SDGs 未来都市アワード」を北九州 ESD 協議会との協働により実施しました。(表彰団体：13) また、SDGs・ESD 普及イベントとして、「ESD ツキイチの集い」を開催しました。



ESD ツキイチの集い

2 北九州市環境首都検定の実施

北九州市独自の環境分野の検定を実施することにより、環境学習の機会を増やし、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げることを目的に、「北九州市環境首都検定」を実施しています。(令和2年度受検者数 6,095人)

3 環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進

「北九州市環境ミュージアム」は本市の環境における学習・情報・活動の総合拠点で、本市の公害克服の歴史をはじめ、身近なエコライフ、地球環境問題などを「見て・触れて・楽しみながら」学べる施設です。(令和2年度来館者数 20,328人)



環境ミュージアム外観

4 北九州子どもエコクラブ活動の推進

「子どもエコクラブ」は、子どもたちが自主的に環境に関する学習や活動を行うクラブです。令和2年度は、47クラブ、2,550人の幼児から高校生までが活動しました。

基本施策3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応

1 北九州エコライフステージ

北九州エコライフステージは、「世界の環境首都」を目指し、市民団体や事業者などで構成する実行委員会を中心にして、エコライフの浸透を目指し様々な環境活動に取り組むものです。令和2年度は、延べ約26万人の市民が参画し、151行事を実施しました。

シンボル事業「エコライフステージ2020」は、“オンラインでつながる 広がる エコライフの環”をテーマに、令和2年10月1日(木)～11月30日(月)に実施しました。

事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、より広い範囲への周知を目指し、新たな試みであるオンラインや小規模イベントの開催を行いました。

オンラインでは、北九州市民の環境活動への取組を全国に発信することができ、小規模イベントでは、出展者同士の交流や来場者との新たなつながりが生まれるなど、これまで以上に市民環境力の向上を図りました。



エコライフステージmini

2 環境情報の収集・整備・提供

「分別大事典アプリ」・「環境首都検定ドリル」の配信

手軽に利用できるスマートフォン・タブレット型端末向けの無料アプリを作成しています。アプリはApp StoreまたはPlayストアでダウンロードできます。

ていたん「ツイッター」「フェイスブック」による情報発信

北九州市の環境情報について、環境マスコットキャラクター「ていたん」のツイッターやフェイスブックで発信をしています。

アカウント



@ teitan_kita9
(ツイッター)



@ teitanOFFICIAL
(フェイスブック)





基本施策 4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立

1 諸外国との環境協力実績

これまでに、大連市、上海市（中国）、スラバヤ市（インドネシア）、マンダレー市（ミャンマー）、ハイフォン市（ベトナム）等のアジア諸都市との環境国際協力を実施するとともに、日中韓の11都市からなる東アジア経済交流推進機構の環境部会等の都市間ネットワーク事業を実施し、アジアにおける環境国際協力を推進しています。

2 アジアの人材育成拠点形成事業

研修員の受け入れ（令和3年3月現在で166カ国・地域から9,956人）や専門家派遣（令和3年3月現在で25カ国218人）、を実施しています。

3 アジア低炭素化センター

アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、「アジア低炭素化センター」を設置しています。センターでは、本市に蓄積してきた地元企業の環境技術を、アジア諸都市とのネットワークを活用しながらビジネス展開することを支援しており、本市の行政ノウハウや環境技術を体系的に整理した「北九州モデル」を用いて、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めていきます。

平成29年11月にダバオ市と締結した「環境姉妹都市提携に関する覚書」に基づき、ダバオ市が導入を計画している廃棄物発電施設の安定した運営に向けての取組を進めています。令和3年度からは、一般ごみの収集・運搬や有価物の回収をテーマとした「一般廃棄物処理システムの構築プロジェクト」を実施していきます。



タイ工業団地公社（IEAT）との
協力覚書締結（H26.8）



タイ工業省工場局（DIW）、IRPC社
との協力覚書締結（H26.12）



「環境姉妹都市提携に関する覚書」
締結式（H29.11）

4 関係機関等との連携

(1)（公財）北九州国際技術協力協会（KITA）

環境国際協力の実践機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など多彩な活動を実施しています。

(2)（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）北九州アーバンセンター

低炭素で環境的に持続可能な都市の実現に向けた自治体の取組や都市におけるSDGsの取組を促進するための研究を進めています。

また、市内企業が保有する環境技術の海外展開支援や、JICA九州・KITAとの連携により国際研修を実施しています。

(3) 独立行政法人 国際協力機構（JICA）、

イクレイ（ICLEI）、国連工業開発機関（UNIDO）等

各国際機関と覚書の締結等により、様々な連携を実施しています。

第2章 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

基本施策 1 超低炭素社会を支えるストック型社会への転換

1 北九州市環境未来都市とグリーンアジア国際戦略総合特区

本市は、環境や超高齢化対応などに関して、持続可能な経済社会の発展の実現を目指す「環境未来都市」、また、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、国がオーダーメイドで総合的に支援する「グリーンアジア国際戦略総合特区」に指定されています。「グリーンアジア国際戦略総合特区」においては、税制・財政・金融上の支援措置が呼び水となり、これまでに県内で3,600億円超、市内においても1,600億円超の設備投資と、県内で約1,800人、市内分約410人の雇用を創出しました。

2 市域の温室効果ガス総排出量

平成30年度の市域内の温室効果ガス排出量は、前年度から4.5%減の15,062千トン（二酸化炭素換算）でした。前年度から減少した要因は、電源構成における火力発電の割合の減少によるエネルギー起源CO₂の排出量の減少等があげられます。

◆市域内の温室効果ガス排出量(部門別)

単位：千トン

区 分	2005 (平成17) 年度*1	2013 (平成25) 年度*2	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	[前年度比]	[H17年度比]	[H25年度比]	
							増減率	増減率	増減率	
二酸化炭素	家庭部門	1,145	1,454	1,147	1,078	1,061	764	▲27.9%	▲33.2%	▲47.4%
	業務部門	1,058	1,535	1,446	1,174	1,093	968	▲11.4%	▲8.5%	▲36.9%
	運輸部門	1,750	1,725	1,638	1,643	1,632	1,681	+3.0%	▲3.9%	▲2.5%
	産業部門	9,947	11,661	12,010	10,028	10,055	9,778	▲2.7%	▲1.7%	▲16.1%
	エネルギー転換部門	246	406	412	444	433	377	▲13.0%	+52.9%	▲7.3%
	工業プロセス	944	1,010	965	948	888	887	▲0.2%	▲6.1%	▲12.2%
	廃棄物	542	319	318	341	312	302	▲3.1%	▲44.2%	▲5.1%
二酸化炭素合計	15,631	18,109	17,935	15,655	15,473	14,758	▲4.6%	▲5.6%	▲18.5%	
メタン	29	26	27	26	26	26	▲0.9%	▲10.8%	▲3.1%	
一酸化二窒素	50	46	43	43	41	41	+0.8%	▲17.3%	▲11.2%	
フロンガス等	98	167	201	217	228	238	+4.3%	+142.3%	+42.5%	
温室効果ガス合計	15,808	18,349	18,205	15,942	15,768	15,062	▲4.5%	▲4.7%	▲17.9%	

※1 「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」（計画期間：平成26年度～令和2年度）における基準年

※2 現在改定中の「北九州市地球温暖化対策実行計画」（素案）における基準年

3 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

JR城野駅北側の未利用国有地やUR城野団地を中心とする城野地区（19ha）において、エコ住宅や創エネ・省エネ設備誘導、エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、様々な低炭素技術や方策を総合的に取り入れてゼロ・カーボンを目指した住宅街区を整備しています。



城野ゼロ・カーボン先進街区

※計画戸数：約850戸

（戸建：約350戸、集合：約500戸（既存約300戸含む））

4 自動車環境対策の推進

● 次世代自動車（EV、FCV等）の導入

公用車として電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）52台、燃料電池自動車（FCV）4台を導入。

● EV充電器の設置

公共施設への設置（普通充電器10箇所、急速充電器7箇所）。

● ノーマイカーデーの普及促進

毎年10月～11月を強化月間として、参加店舗の協力のもと普及啓発を実施。

● エコドラ北九州プロジェクト

市内事業者を対象にしたエコドライブセミナー等を実施。





基本施策2 超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築

1 北九州市環境産業推進会議

「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州市グリーンフロンティアプラン）」における5つの柱の一つ『環境が経済を拓く』を具現化していくため、低炭素化に貢献する環境産業のネットワークを構築し、更なる環境産業の振興について“共に考え、共に行動する場”として、平成22年2月に設立しました。（令和2年度末現在 参画企業・団体数 約520）

2 環境未来技術開発助成事業

循環型社会及び低炭素社会の実現に向け、新規性・独自性に優れ、かつ実現性の高い環境・技術の実証研究や社会システム研究等に対して研究費を助成し、新規の環境技術開発の支援を行っています。令和2年度までに、170件の研究に対して助成を行っています。

3 北九州市中小企業高度エネルギーマネジメント推進支援事業

工場や事業所における省エネ実践行動をこれまで以上に推進させるため、エネルギーマネジメントに取り組み、かつ最先端の省エネ設備を設置する市内の中小企業等に対し、費用の一部を補助する事業を実施しています。

4 エコテクノの開催

環境・エネルギー産業を育成し、産業・地域振興に寄与することを目的に、西日本最大規模の環境見本市「エコテクノ」展を開催しています。

本市のブースでは、環境未来都市としての本市の取組の紹介や、北九州エコプレミアム製品・サービスのPR等を行っています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインでの開催となりました



（令和元年度開催）展示場の様子

基本施策3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成

1 北九州市地域エネルギー政策の推進

北九州市の持つ再生可能エネルギーや高効率火力発電の立地ポテンシャル、スマートコミュニティの実証を通じたエネルギーを賢く使う省エネの知見などを活かし、低炭素で安定したエネルギーを供給することを目的としています。

令和2年度の取組として、洋上風力発電については、令和2年度から「浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業」による自然環境調査等を実施するとともに、風力発電の人材育成に関する「洋上風力発電シンポジウム」を実施しました。

地域の未利用木質バイオマスについては、地産地消を進めるため、北九州市における木質バイオマス熱供給事業構築可能性調査等を行い、行政機

地域エネルギー拠点化推進事業概念図



関、事業者等をメンバーとした「北九州市地域バイオマス安定供給検討会」を開催して、安定供給の体制構築を図りました。
エネルギー施設の集積に関しては、響灘地区において、バイオマス石炭混焼発電所が2カ所運転を開始しました。
また、NEDOの実証事業として、響灘一般海域において、浮体式の洋上風力発電事業が進められるなど、再生可能エネルギーの創出拠点として着実に進んでいます。

(株)北九州パワーの電力供給施設は令和2年度末時点、公共施設524件、民間施設238件となり、自治体が出資する新電力会社の中で、電力販売量が58社中2位でした。

本市の風力発電導入量は36,451kWで政令市第1位、太陽光発電導入量も299,484kWで政令市第3位となっています。(いずれも令和2年度末現在)

2 北九州市の水素に関する取組

●北九州水素タウン

八幡東区東田地区では、将来の水素社会の実現に向けて、水素をパイプラインで供給し、水素エネルギーを活用する「北九州水素タウン」を再始動させ、水素関連企業や他の自治体と連携して、実証事業の展開やPRに積極的に取り組んでいます。

●水素ステーション

市内には、2箇所の水素ステーションが整備されています。

●燃料電池自動車 (FCV) の公用車への導入

現在、公用車としてFCVを4台率先導入しており、公務で利用するほか、イベント等での展示、FCVから家庭へ電力を供給する実証実験 (FCV2H) 等にも活用しています。



水素パイプライン



イワタニ水素ステーション 小倉
(岩谷産業(株):平成26年~)



八幡東田水素ステーション
(ENEOS(株):平成27年~)



トヨタ「MIRAI」



ホンダ
「CLARITY FUEL CELL」



FCVの展示の様子

基本施策 4 アジア規模での超低炭素社会実現

1 アジア規模での超低炭素社会実現に向けた取組

取組は、9ページの「諸外国との環境協力実績」、「アジアの人材育成拠点形成事業」、「アジア低炭素化センター」をご覧ください。

第3章 世界をリードする循環システムの構築

基本施策 1 3Rプラスの推進と資源効率性向上

1 ごみの減量化・資源化の取組

従来の「循環型」の取組に、「低炭素」、「自然共生」の取組を加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を平成23年に策定（平成28年に中間見直し）し、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を行ってきました。

本計画は令和2年度にて計画期間満了を迎えることから、世界的な課題となっているプラスチックごみ対策や食品ロス削減対策のほか、SDGsの実現や脱炭素社会への貢献も新たな視点に加え、「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定することとしており、引き続き、様々な取組を行います。

● これまでの具体的施策の実施

(1) 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

(本市の主な取組)

平成5年7月 かんびん分別収集の開始 平成10年7月 政令市初 家庭ごみの有料指定袋制導入
平成18年7月 家庭ごみ収集制度の見直し 平成23年8月 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定(平成28年8月改定)
平成30年6月 「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し(平成30年3月)、協定参加7事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布を中止(有料化)

(2) 事業系ごみ対策の強化について(平成16年10月～)

(実施内容)

- 事業系ごみの市収集の原則廃止 ● 自己搬入ごみの処理手数料の改定(700円/100kg ⇒ 100円/10kg)
- リサイクル可能な古紙・廃木材の市施設への受け入れ廃止 ● かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

2 食べものの「残しま宣言」運動の推進

● 残しま宣言

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、周知を図っています。

● 残しま宣言応援店

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。(令和2年度末269店登録)



このステッカーが目印です

■取組内容(残しま宣言)

- 外食時の取組
 - ・ 食べ切ることができる量を注文します!
 - ・ 宴会時に食べ切りを声かけします!
 - ・ グループ間で料理をシェアします!
 - ・ 食事を楽しむ時間をつくります!(開始後30分、終了前10分など)
 - ・ 注文した料理は食べ切ります!
- 家庭での取組
 - ・ 必要以上に買いすぎません!
 - ・ 買った食材は使い切ります!
 - ・ 作った料理は食べ切ります!
 - ・ 生ごみを捨てるときは水を切ります!
 - ・ 賞味期限と消費期限の違いを理解します!

3 北九州市プラスチックスマート推進事業

環境首都とSDGsの実現を目指す北九州市としては、国の戦略とも歩調を合わせ、自治体として取り組むべきプラスチックごみ対策として、令和元年度から「北九州市プラスチックスマート推進事業」を開始しました。

本事業では、これまで取り組んできたレジ袋の削減等の取組に加え、家庭ごみ用等の指定袋のバイオマスプラスチック化、市民啓発やリユース・リサイクルの促進のほか、プラスチックに関する技術開発等の支援などを実施しています。



啓発ポスター

4 ごみ処理の現況

計画に基づき、下記の一般廃棄物の処理や、減量化・資源化の取組を実施しています。

- 家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物(かん・びん、ペットボトル等)の収集



- 公共の場所をボランティアで清掃した際の清掃ごみの収集
- 道路、歩道、河川、海浜等の清掃
- 市内で発生した一般廃棄物の適切な処理及び処分
- 市内中小企業等の一部の産業廃棄物の処理及び処分
(ただし、一般廃棄物の処理に支障のない範囲)

●ごみ量の推移 (市施設処理分)

平成 16 年 10 月の「事業系ごみ対策」、平成 18 年 7 月の「家庭系ごみ収集制度の見直し」などのごみの減量化・資源化に取り組み、ごみ量は、平成 15 年度の 53 万トンから令和 2 年度には、34 万 7 千トンと約 18 万 3 千トン減少しました。

◆ごみ量の推移

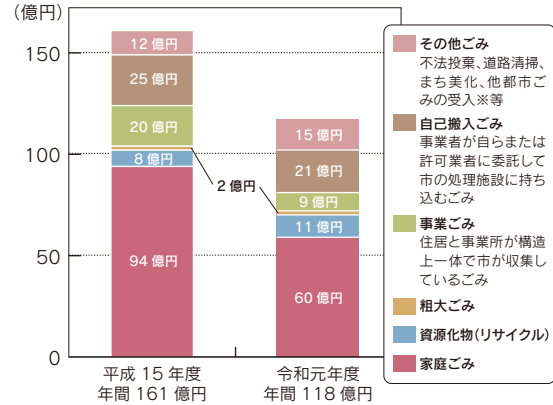


※市収集ごみ：家庭ごみや資源物のように、市の指定する処理施設に市が収集して持ち込むごみ
 ※自己搬入ごみ：市の指定する処理施設に、ごみの排出者が自ら又は収集運搬業者に委託して持ち込むごみ
 ※四捨五入の関係で数値が一致しないことがあります。

5 ごみ処理経費

令和元年度のごみ処理・リサイクルには、年間約 118 億円 (うち、リサイクル約 11 億円) の経費がかかっています。平成 15 年度と比べると平成 18 年 7 月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約 43 億円の経費を削減しました。ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費 (ごみ処理・リサイクル経費の約 51%) がかかっています。

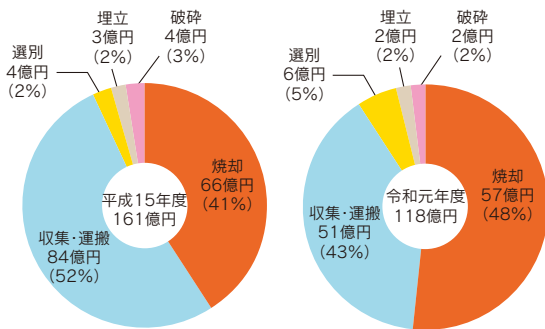
◆ごみの種類別経費



◆家庭ごみの処理経費

項目	平成 15 年度	令和元年度	対 15 年度増減
家庭ごみの処理経費			
ごみ処理・リサイクル総経費	161 億円	118 億円	▲43 億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94 億円 (約 58%)	60 億円 (約 51%)	▲34 億円
1日あたりの処理費用	2,600 万円	1,600 万円	▲1,000 万円
市民一人あたり年間処理費	9,400 円	6,400 円	▲3,000 円
一世帯あたり年間処理費	22,400 円	13,900 円	▲8,500 円

◆ごみの処理別経費



※各項目の値は四捨五入して表示しているため、数値が合わない場合がある。

基本施策 2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成

1 北九州エコタウン事業

平成 9 年 7 月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成 16 年 10 月にはその対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

<これまでの取組と成果> (令和 2 年度末時点)

- 事業数 (現在稼働中) 26 事業(各種リサイクル法に対応したもの及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積)
- 実証研究数 62 研究 (終了分を含む)
- 総投資額 約 863 億円 (市 72 億円、国等 139 億円、民間 652 億円)
- 雇用者数 1,100 人

■総合的な展開 (北九州方式 3 点セット)





◆総合環境コンビナート (9 事業)

- ペットボトルリサイクル事業
- 自動車リサイクル事業
- 蛍光管リサイクル事業
- 二次電池リサイクル事業
- 小型家電リサイクル事業
- OA 機器リサイクル事業
- 家電リサイクル事業
- 建設混合廃棄物リサイクル事業
- 非鉄金属総合リサイクル事業

◆響りサイクル団地 (5 事業)

- 自動車リサイクルゾーン
- フロンティアゾーン (4 事業)
 - 食用油リサイクル事業
 - 使用済有機溶剤精製リサイクル事業
 - 古紙リサイクル事業
 - 空き缶リサイクル事業

◆その他の地区 (12 事業)

- パチンコ台リサイクル事業
- OA 機器のリユース事業
- 汚泥・金属等リサイクル事業
- 都市鉱山リサイクル事業
- 風力発電事業 (2 事業)
- 古紙リサイクル事業・製鉄用フォーミング抑制剤製造事業
- 食品廃棄物リサイクル事業
- 携帯電話リサイクル事業
- 廃木材・廃プラスチックリサイクル事業
- 超硬合金リサイクル事業
- 古着リサイクル事業

●北九州市エコタウンセンター

平成 13 年 6 月に、エコタウン全体の中核的施設として実証研究エリア内に開設しました。

- 主な機能 市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術及び製品の展示、市内環境産業の PR、環境関連の研修・講義の実施、研究活動支援
- 令和 2 年度視察者数 エコタウン事業全体 20,724 人



基本施策 3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

1 PRTR 制度・PCB 処理事業

PRTR 制度に基づき、化学物質の環境中への排出量等の把握を行っています。また、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

基本施策 4 生物多様性の確保による自然循環

1 第 2 次北九州市生物多様性戦略の推進

「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として、平成 22 年 11 月に「北九州市生物多様性戦略」を策定、平成 28 年 3 月に「第 2 次北九州市生物多様性戦略 (2015 年度 -2024 年度)」を策定しました。基本理念を「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち～」とし、その実現のために次の「5 つの基本目標」を設定して施策を推進しています。

- ① 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- ② 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- ③ 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- ④ 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じていく状態の維持
- ⑤ 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

同戦略は、市民・NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会 (通称「自然ネット」)」が、進行管理しています。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を実施しながら、自然講演会やエコツアーの開催などに取り組みました。



自然講演会 (R2.10.3)



エコツアー (R2.9.26)

第4章

将来世代を考えた豊かなまちづくりと 環境・経済・社会の統合的向上

基本施策 1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり

1 北九州市公害防止条例

本市では法を補完し、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定し、公害の発生するおそれのある工場については、市と公害防止協定を締結しています。（締結件数93件：令和2年度末時点）

2 大気環境の保全

本市は、大気汚染の状況を把握するため、二酸化いおう等の物質の常時監視を行っています。環境基準が設定されている11項目のうち、令和2年度は、光化学オキシダントを除く項目で環境基準に適合していました。また、大気汚染防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。

3 水環境の保全

本市は、河川・湖沼・海域等の公共用水域において、健康項目や生活環境項目などのモニタリングを実施しています。令和2年度は、環境基準が設定されている項目の多くが環境基準に適合していました。また、水質汚濁防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。



立入検査の様子

4 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的としています。本市における形質変更時要届出区域は68件、要措置区域は0件です。また、汚染土壌処理業の許可件数は4件です（令和2年度末時点）。

5 騒音・振動対策

本市では、自動車・新幹線鉄道・航空機からの騒音等の実態把握を実施しています。令和2年度において、新幹線鉄道の振動の指針値及び航空機の騒音の環境基準については、適合していましたが、自動車及び新幹線鉄道の騒音については、一部において不適合でした。また、騒音規制法・振動規制法等に基づき工場・事業場、建設作業現場等の発生源に対する指導等を行っています。

6 化学物質対策

ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の物質について、モニタリングを実施しています。令和2年度においては、ダイオキシン類は基準に適合、環境ホルモンは生物に影響のない値でした。

7 悪臭対策

本市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭防止法上の規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。悪臭測定の結果、令和2年度は全ての施設で排出基準に適合していました。





8 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的として「環境保全セミナー」を開催し、大気、水質土壌、監視指導の各分野で、最近の法改正の内容や環境基準達成状況、立入検査や指導事例の紹介等を行っています。

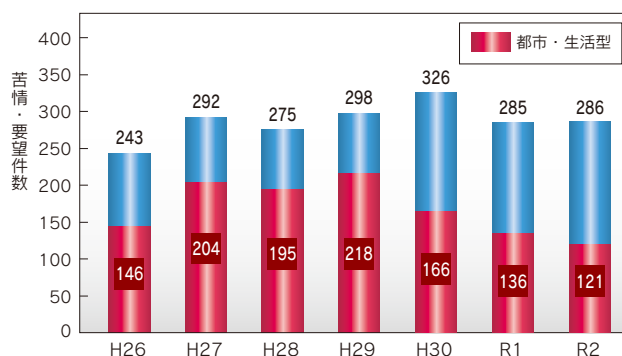
令和2年度は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした集合セミナーを1回開催しました。

9 公害に関する苦情・要望

公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関に持ち込まれています。令和2年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は286件（令和元年度285件）ありました。

最近では、産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情（都市・生活型の苦情）が多く寄せられるようになってきました。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



10 環境影響評価（環境アセスメント）制度

環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメント制度は、土地の形状変更、工作物の新設等を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ、その事業に係る環境影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

本市では、令和2年度末までに、配慮書15件、方法書30件及び準備書26件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

基本施策2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり

1 まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO・企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。

● “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日～6月30日を「“クリーン北九州” まち美化キャンペーン」として、各区に会場を設けての大規模なまち美化清掃、市民等による市内各地のまち美化清掃及びJR駅前等での街頭啓発等を実施しています。

・令和元年度 参加人数 32,652人、収集量 89.7トン

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

● 「市民いっせいまち美化の日」

10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」、10月の第一日曜日を「市民いっせいまち美化の日」として定め、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。

・令和2年度 参加人数 42,010人、収集量 303.9トン

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模を縮小して実施

● “クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会

地域・学校・企業・ボランティアを代表する38団体で構成され、「5分間清掃」、「ポイ捨て防止」、「ごみの持ち帰り」



清掃の様子

の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。

●その他の啓発活動

「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、地域のまち美化牽引役を担う「まち美化推進員」を選任しています。

- ・令和3年4月1日現在 163人

市のイメージアップ等の観点から、特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定（11ヶ所）しています。

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布しています。

区	まち美化促進区域
門司区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 ・勝山公園
小倉南区	・朽網であい坂地区
若松区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り ・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 ・沖田地区
戸畑区	・戸畑駅前地区



まち美化ボランティア袋

基本施策3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進

1 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内で生産されている環境配慮型製品（主な選定製品・サービス）

品や環境負担低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広くPRを行うことにより、その販売を支援しています。平成16年度に創設、令和2年3月末時点で、178件の製品や技術、46件のサービスを選定しています。

粉体輸送装置「チューブラコンベヤ」
株式会社山本工作所（エコプロダクツ）

**遠隔支援コミュニケーションツール
SynQ Remote(シンク リモート)**
株式会社クアンド（エコサービス）

基本施策4 SDGsの実現に向けた取組と環境ガバナンス

1 本市のSDGsの取組

本市は平成29年12月に第1回「ジャパンSDGsアワード」で「パートナーシップ賞」（特別賞）を受賞、平成30年4月にOECDから「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定、また同年6月に国内最初となる「SDGs未来都市」に他の28都市とともに選定されました。また、「SDGs未来都市」のうち、優れた取組を提案した自治体のみが選定される「自治体SDGsモデル事業」にも選定されるなど、本市のSDGsの取組は国内外から高い評価を受けています。

●北九州市SDGs未来都市計画

SDGs未来都市に選定されたことを受け、『『真の豊かさ』にあふれ、世界に貢献し、信頼される『グリーン成長都市』』を2030年のあるべき姿に掲げた「北九州市SDGs未来都市計画」を平成30年8月に策定しました。

令和3年度からは、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、様々な事業を推進していくこととしています。

●産官学民が連携した推進体制

産官学民が連携する体制づくりも重要であるため、有識者や経済界、市民代表らが、SDGsに取り組む方向性や普及活動等について助言を行う「北九州市SDGs協議会」を設置しています。また、多様なステークホルダーの交流・マッチングを促進するため、「北九州SDGsクラブ」を創設し、企業や団体、市民などが参画しSDGsの達成に資する活動の発表や会員同士の情報交換を行っています。



1. 北九州市の環境行政のあゆみ

(1) 公害の克服

北九州市は、明治34年の官営八幡製鐵所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和30年代半ばから昭和40年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。

このような深刻な状況の中で、行政においては、昭和46年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和47年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施していきました。これに加え、市民・事業者・行政などの関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組を実施したことにより、昭和50年代後半には公害問題は劇的に改善されることとなりました。



昭和35年

現在

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和50年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移っていきました。

本市は、平成5年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

本市では、平成8年に「アジェンダ21」の地域版（ローカルアジェンダ）を策定、さらに平成12年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組も総合的・計画的に推進しています。

(3) 環境国際協力の推進

本市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、公害問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和60年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を実施してきました。このような取組は、UNEP グローバル500賞（平成2年）、国連地方自治体

表彰（平成4年）を受賞するなど、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成8年には、友好都市である中国・大連市との環境協力において、わが国で初めて地方から提案されたプランが政府ODAに位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。このような成果が国際的にさらに評価され、平成14年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

平成22年に「アジア環境都市機構」を創設し、より効果的な効率運営を図るとともに、平成16年に設立された「東アジア経済交流推進機構環境部会」とも連携しながら、様々な取組を実施しています。

また、PM2.5をはじめとする大気汚染が深刻化するなか、平成25年に開催された「第15回日中韓三カ国環境大臣会合」の合意に基づき、大気改善をはじめとする課題解決のため、関係都市との環境協力を積極的に取り組んでいます。

さらに、平成22年6月に開設した、アジアの低炭素社会の実現と本市の地域経済の活性化を図るための中核機関「アジア低炭素化センター」では、本市の行政ノウハウや環境技術を体系的に整理した「北九州モデル」を活用して、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

(4) 循環型都市づくり

本市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積を活用して、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）」を目指し、資源循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

その中でも、平成9年7月に全国第一号として国の承認を受けたエコタウン事業は、「産業振興施策」と「環境保全施策」を統合した独自の地域政策として、積極的に環境に配慮した産業都市づくり、持続可能な社会の実現に向け、多くの成果をあげてきました。

また、エコタウン事業第2期計画を策定（平成14年8月）、対象エリアを市域全域に拡大（平成16年10月）し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業などの新たな環境産業の誘致、既存産業インフラ等を有効活用する事業の創出、ものづくりの段階での環境配慮促進など新たな事業を進めています。

他方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった「循環型」を目指し、平成10年7月

の家庭ごみ有料指定袋制の導入以来、平成16年10月の事業系ごみ対策、平成18年7月の家庭ごみ収集制度の見直しなど具体的な施策を展開してきました。

平成23年8月に、従来の「循環型」の取組に「低炭素」、「自然共生」の取組を加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定（平成28年8月改定）し、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

(5) 環境首都グランド・デザインの策定

地球規模で進んでいる環境問題の解決に向けて、日々の暮らし方、産業活動や都市づくりのあり方などを、環境の視点から見直すと同時に、多くの人々と情報を共有し、お互いに理解し協力しあうことが必要です。

本市では、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して、幅広い視点から環境保全の取組を推進するため、「環境首都グランド・デザイン」（平成16年10月）を策定しました。この環境首都グランド・デザインでは、「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」という基本理念のもと、「共に生き、共に創る」（社会的側面）、「環境で経済を拓く」（経済的側面）、「都市の持続可能性を高める」（環境的側面）の3つの柱を掲げています。平成19年10月には、「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画として、「北九州市環境基本計画」を策定しました。

(6) 環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組

本市は、平成20年7月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に全国第一号として選定されました。平成21年3月には、「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州グリーンフロンティアプラン）」を策定（平成28年8月改定「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画（北九州ニューグリーンフロンティアプラン）」）し、地域が一体となって低炭素社会づくりを進めています。

さらに、平成23年12月には、わが国及び世界が直面する地球温暖化、資源・エネルギーといった環境問題に加え、人口減少や超高齢化など社会的な課題に他都市に先駆けて取り組む「環境未来都市」にも選定されました。平成24年5月には「北九州市環境未来都市計画」を策定し、適宜改定を加えながら、「環境」、「超高齢化」、「国際化」などの課題に取り組み、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

同じく平成23年12月には、国の総合特区の第一次指定として、本市及び福岡県、福岡市で共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が国際戦略総合特別区域とし

て選定されました。同選定を踏まえ、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出し、地域経済を活性化する緑の成長戦略を進めています。

また、経済協力開発機構(OECD)からは、「環境」と「経済」が両立する「グリーン成長都市」として、パリ、シカゴ、ストックホルムと並んでアジアで初めて選定され、平成25年10月には、本市のグリーン成長への取組をまとめた「OECD北九州レポート」日本語版が発表されました。このレポートを通じて、本市の「市民環境力」を礎とした環境に関する取組が全世界に発信されています。

さらに、「伊勢志摩サミット（平成28年5月26日～27日）」にあわせて全国各地で開催される閣僚会議のうち、九州では唯一「エネルギー大臣会合」が5月1日～2日に本市で開催され、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が取りまとめられ、世界に発信されました。

このように本市の取組は、国内外から高い評価を受けています。

(7) 世界の環境首都とSDGsの実現を目指して

平成27年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs) を中核とする、持続可能な開発のための2030アジェンダが全会一致で採択されました。SDGsは、2000年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の理念を取り込みつつ、先進国を含む全ての国々に対する17の目標を設定し、経済、社会、環境の統合を目指すものです。

また、平成27年11月から、新興国や途上国を含む196か国・地域が参加して、「気候変動枠組条約」の第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリで開催されました。その結果、全締約国が、21世紀末までの世界の平均気温の上昇を、工業化前に比べ2度未満に抑える「2度目標」に加え、1.5度以内へ向けて努力するとする目標が明記された「パリ協定」が採択されました。

こうした状況の変化に対応するため、平成29年11月に改定した「北九州市環境基本計画」では、これまでの基本理念は引き継ぎつつ、SDGsを推進していくため、副題を「環境首都・SDGs実現計画」とし、取組を進めていきます。

SDGsの取組みについては、本市は平成30年4月に、アジア地域で初めてOECDから「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」として選定されました。

さらに、平成30年6月には、国の「SDGs未来都市」に選定されるなど、国内外から高い評価を受けております。

今後も、世界の環境首都及びSDGsの実現に向け、市の最大の資源である「市民環境力」を活かしながら、環境・経済・社会の両立を目指していきます。



2. 環境行政組織

令和3年4月現在

— 総務政策部 —

■ 総務課

- 庶務係
 - (1) 局、部、課の庶務
 - (2) 広報
 - (3) 局の予算及び決算
 - (4) 局内事務の連絡調整
 - (5) 環境保全基金
 - (6) 局内他課の所管に属しないこと
- 職員係
 - (1) 労務
 - (2) 安全及び衛生管理
 - (3) 公傷
 - (4) 局事業に係る事故の処理
 - (5) 福利厚生
- 政策係
 - (1) 環境政策
 - (2) 北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）
 - (3) 環境基本計画
 - (4) 北九州市環境審議会
 - (5) 市役所のエコオフィス推進

■ 環境学習課

- 環境学習係
 - (1) 課の庶務
 - (2) 環境学習及び環境教育
 - (3) 環境学習施設間の連携
 - (4) 環境政策の広報
- ESD 推進係
 - (1) エコライフ事業の推進
 - (2) 市民活動の調整

— グリーン成長推進部 —

■ グリーン成長推進課

- グリーン成長政策係
 - (1) 部、課の庶務
 - (2) 地球温暖化対策に関する計画及び施策の統括
 - (3) 脱炭素型の生活及び行動の普及啓発
 - (4) 都市環境の脱炭素化に係る総合調整
- 水素戦略係
 - (1) 水素社会づくり
 - (2) その他グリーン成長の推進（他課及びグリーン成長政策係の所管に属するものを除く）

■ 再生可能エネルギー導入推進課

- 再生可能エネルギー導入企画係
 - (1) 課の庶務
 - (2) 再生可能エネルギーの導入及び普及
 - (3) 総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策
- 風力発電推進係
 - (1) 風力発電の立地促進
- 環境イノベーション支援課

- 企業支援係
 - (1) 課の庶務
 - (2) 脱炭素化イノベーションの推進
 - (3) 環境産業の育成及び振興
 - (4) 環境産業に関する調査及び企画
 - (5) 北九州市エコタウンセンターの管理及び運営

— 環境国際部 —

■ 環境国際戦略課

- 企画調整係
- 事業化支援係
- 国際連携推進係
 - (1) 課の庶務（企画調整係に限る）
 - (2) アジア低炭素化センターの管理及び運営（企画調整係に限る）
 - (3) 環境国際ビジネスの事業化に向けた支援（事業化支援係に限る）
 - (4) 国際機関との連携（国際連携推進係に限る）
 - (5) 環境国際協力の推進
 - (6) 環境国際ビジネスの推進

— 環境監視部 —

■ 環境監視課

- 企画調整係
 - (1) 部、課の庶務
 - (2) 環境影響評価法（平成11年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）
 - (3) 公害防止協定及び環境保全協定の締結
 - (4) 北九州地域公害防止計画
 - (5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理
- 大気騒音第一係
- 大気騒音第二係
 - (1) 公害監視センターの管理
 - (2) 大気環境の監視
 - (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出の受理及び審査
 - (4) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に係る届出の受理
 - (5) 北九州市公害防止条例（昭和45年北九州市条例第19号）に係る届出（大気、騒音及び振動に関するものに限る）
 - (6) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に係る届出の受

- 理及び審査
- (7) 騒音及び振動に係る環境の監視
- (8) 公害発生源の監視指導（水質及び土壌に関するものを除く）
- (9) 公害に関する苦情及び要望の処理（水質及び土壌に関するものを除く）
- (10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）（大気騒音第二係に限る）
- 水質土壌係
 - (1) 公共用水域、地下水及び土壌の環境の監視
 - (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に係る届出の受理及び審査
 - (3) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に係る許可等
 - (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に係る届出の受理及び審査
 - (5) 北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
 - (6) 公害発生源の監視指導（水質及び土壌に関するものに限る）
 - (7) 公害に関する苦情及び要望の処理（水質及び土壌に関するものに限る）
- 自然共生係
 - (1) 自然環境の保全

■ 産業廃棄物対策課

- 指導係
 - (1) 課の庶務
 - (2) 不法投棄防止対策
 - (3) 産業廃棄物処理の監視指導
 - (4) あき地等に繁茂する雑草の調査並びに除草の指導及び勧告
 - (5) 雑草等の除去の委託
- 産業廃棄物対策係
 - (1) 産業廃棄物処理業の許可
 - (2) 産業廃棄物処理施設に係る許可
 - (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る届出の受理及び許可
 - (4) 行政処分（産業廃棄物及び使用済自動車の再資源化等に関するものに限る）
 - (5) 産業廃棄物の適正処理の推進

— 循環社会推進部 —

■ 循環社会推進課

- 計画係
 - (1) 部、課の庶務
 - (2) 一般廃棄物の処理に関する基本計画及び実施計画



- (3) 廃棄物の処理施設及び最終処分場の建設計画
- (4) 産業廃棄物の処理に関する計画
- (5) 事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画
- (6) 事業系一般廃棄物の減量化施策の推進

● 資源化推進係

- (1) 一般廃棄物の資源化及び減量化
- (2) 3R 活動の普及及び啓発
- (3) 食品ロスに関する啓発及び減量化施策の推進
- (4) 事業系一般廃棄物の適正処理及び適正排出の啓発及び指導

■ 業務課

● 業務第一係

- (1) 課の庶務
- (2) し尿の処理の業務計画及び実施指導
- (3) し尿処理の委託並びに委託業者の指導及び監督
- (4) 指定袋及び粗大ごみ納付券
- (5) 一般廃棄物処理手数料の調定及び収納の総括
- (6) 公衆便所の維持管理
- (7) 北九州市環境整備協会
- (8) 浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
- (9) 浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
- (10) 浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督
- (11) 一般廃棄物処理業の許可並びに業者の指導及び監督

● 業務第二係

- (1) 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ）の処理の業務計画及び実施指導
- (2) 一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督
- (3) 一般廃棄物の処理業務の改善

● まち美化推進係

- (1) 道路及び河川の清掃
- (2) 生活環境の清潔保持
- (3) 北九州市環境衛生総連合会

■ 施設課

● 施設第一係

- (1) 課の庶務
- (2) 環境事務所その他の施設（他係の所管に属するものを除く）の建設及び管理の総括
- (3) 公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る）
- (4) 廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
- (5) 廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る）

● 施設第二係

- (1) 一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
- (2) 一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
- (3) 一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導

■ 新門司工場

■ 日明工場

■ 皇后崎工場

- (1) 工場の庶務
- (2) 工場の維持管理
- (3) 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
- (4) 1 件 30 万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
- (5) 廃棄物の計量及び処理
- (6) 焼却炉及びこれに付属する設備の維持管理
- (7) 廃棄物の焼却処理
- (8) その他工場の運営

— 環境センター —

＜新門司環境センター・日明環境センター・皇后崎環境センター＞

■ 副所長

● 庶務係

- (1) 所の庶務
- (2) 一般廃棄物処理手数料の徴収
- (3) 安全及び衛生管理
- (4) 施設の維持管理
- (5) 車両の維持管理

● 地域環境第一係

● 地域環境第二係

- (1) 一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督（他係の所管に属するものを除く）
- (2) ごみ容器、便所等の改善の指導
- (3) 一般廃棄物排出に係る市民指導
- (4) その他廃棄物の処理

● まち美化係

- (1) 生活環境の清潔保持
- (2) 廃棄物の不法投棄の取締り
- (3) 環境事業協力団体との連絡調整

● 資源化推進係

- (1) 一般廃棄物の資源化及び減量化
- (2) 環境教育等の啓発

● 生活環境係

- (1) 一般廃棄物処理委託業者の指導及び監督（家庭ごみの収集に関するものを除く）
- (2) 雑草等の除去
- (3) 海岸漂着物の監視

● 廃棄物指導係

- (1) 小規模事業所における事業系廃棄物の資源化及び減量化
- (2) 廃棄物収集運搬業者及び産廃許可業者の指導及び監督

● 特別収集係

- (1) 高齢等によるごみ出し困難世帯に対する一般廃棄物の戸別収集等
- (2) 小・中学校の牛乳パック等回収

付 属 機 関

■ 北九州市環境審議会

環境基本法第 44 条に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、北九州市環境基本条例第 29 条に定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■ 北九州市環境影響評価審査会

北九州市環境影響評価条例第 30 条に定めるところにより、この条例の施行に関して、必要な技術的事項を調査審議する、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■ 北九州市公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、被認定者の認定更新及び障害等級に関する審査や、被認定者の死亡に伴う補償給付の支給に関する審査を実施する機関。

■ 北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬に関する審査を実施する機関。



3. 施設概要

■施設分布図 (令和3年4月現在)

環境に関する施設は、3環境センター、3工場、1処分場及び1研究所などがあり、収集・運搬・処理・処分・分析を行っています。



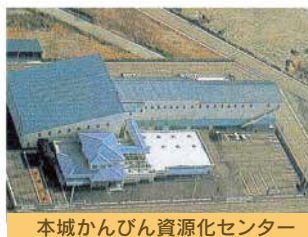
響灘地区全景 (平成29年2月)



■施設一覧表

令和3年4月現在

	施設名称	所在地	電話番号
事務所	環境局	小倉北区城内1番1号	093-582-2173
	アジア低炭素化センター	八幡東区平野一丁目1番1号 (北九州市国際村交流センター)	093-662-4020
	新門司環境センター	門司区新門司三丁目78番地	093-481-7053
	日明環境センター	小倉北区西港町24番地	093-571-4481
	皇后崎環境センター 保健環境研究所	八幡西区夕原町2番10号 戸畑区新池一丁目2番1号	093-631-5337 093-882-0333
ごみ処理施設	新門司工場	門司区新門司三丁目79番地	093-481-4727
	日明工場 (不燃粗大仮置場)	小倉北区西港町96番地の2 (同上)	093-581-7976 (同上)
	日明かんびん資源化センター	小倉北区西港町97番地の3	093-583-7200
	北九州市プラスチック資源化センター	小倉北区西港町86番13号	093-591-5346
	皇后崎工場 本城かんびん資源化センター	八幡西区夕原町2番1号 八幡西区洞北町7番10号	093-642-6731 093-693-8525
し尿処理施設	西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	093-561-8816
	皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	093-641-8011
埋立地	響灘西地区廃棄物処分場	若松区響町三丁目地先	093-771-3991
積替施設	日明積出基地	小倉北区西港町97番地の3	093-581-9540
その他	環境ミュージアム	八幡東区東田二丁目2番6号	093-663-6751
	北九州市エコタウンセンター	若松区向洋町10番地20	093-752-2881
	響灘ビオトープ	若松区響町一丁目126番地1	093-751-2023





響灘ビオトープ



環境ミュージアム



アジア低炭素化センター



保健環境研究所



日明工場



日明かんびん資源化センター



日明積出基地



日明環境センター



北九州市プラスチック資源化センター



皇后崎工場



新門司環境センター



新門司工場

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



発行:北九州市環境局

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

TEL.093-582-2173

印刷:旬日高印刷所

北九州市印刷物登録番号 第2113026C号

環境未来都市 北九州市



SDGsの17のゴールのうち、13のゴールが北九州市の環境施策に関係しています

「令和3年度版 北九州市の環境」の本編は、1部(本体909円+税)で販売しています。

また、市のホームページ

(「<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>」で「北九州市の環境」を検索)

のほか、市内図書館等で閲覧できます。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

北九州市はグリーン購入を推進しています。